三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県篠山市高倉字黒頭山五三の一から五三の四まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十八年四月十九日農林水産省告示第四百三十四号（五に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十八年四月二十六日農林水産省告示第五百三号（六に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十九年六月十八日農林水産省告示第千三百六十五号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十九年八月十八日農林水産省告示第千六百七十二号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十九年八月二十日農林水産省告示第千六百九十三号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和五十九年八月三十日農林水産省告示第千八百六号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十九年八月三十一日農林水産省告示第千八百十三号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百九十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条の三第一項の規定に基づき、平成三十年六月二十九日付けをもって、次の港湾を同条同項に規定する国際旅客船拠点形成港湾として指定したので、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第一条の八の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月二日

国土交通大臣　石井　啓一

都道府県	国際旅客船拠点形成港湾
鹿児島県	鹿児島港